保護者様

保存版

令和８年６月１日

京都市立東山総合支援学校
校長　　井尻　滋明

台風等に対する非常措置について

本校では、台風や大雨等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風等６種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には下記のような措置を取りますので、テレビ、インターネット、ラジオ等の情報に注意してください。

記

１　暴風警報　について

(1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。

(2)「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前　７時までに解除になった場合　　**平常授業・平常下校**

・午前　９時までに解除になった場合　　**３校時から始業（A校時１０時５０分、B校時１０時４０分）**

・午前１１時までに解除になった場合　　**５校時から始業（A校時１３時２０分、B校時１３時００分）**

・午前１１時現在、警報・指示発令中の場合　　**臨時休業**

※午前中授業の場合、午前７時の時点で発令中の時は臨時休業となります。

２　避難指示　について

(1) 修道学区に水害による避難指示が発令された場合は、臨時休業等の措置を取ります。その際の措置は暴風警報が発表された場合に準じます。

(2) 修道学区に土砂災害による避難指示が発令された場合、臨時休校等の措置を取る場合があります。その際の措置は暴風警報が発表された場合に準じます。その場合にはホームページ・すぐーる(登録者)等でお知らせします。

(3) 全市規模で「避難指示」が発令されている場合や発令の可能性がある場合は、教育委員会において臨時休校等を決定することがあります。その際の措置は「暴風警報」が発表された場合に準じます。その場合にはホームページ・すぐーる(登録者)等でお知らせします。

(4) 本校、校内に避難所が開設された場合、臨時休業の措置を取る場合があります。その場合にはホームページ・すぐーる(登録者)等でお知らせします。

３　特別警報　について

(1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機してください。

(2)「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前０時までに解除になった場合　　**翌日は５校時始業（A校時１３時２０分、B校時１３時００分）**
午前中授業の場合は臨時休業

・午前０時現在発令中の場合　　**臨時休業**

※「特別警報」が解除されてもそのまま臨時休業となります。

４　在校中に特別警報・暴風警報が発表され臨時休業となった場合、もしくは在校中避難指示が発表され臨時休業となった場合について

(1) 臨時休業となった場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。保護者の皆様におかれましては、連絡が取れるようにお願いいたします。

【裏面もご覧ください】

5　大雨警報、洪水警報等が発表された場合

「大雨警報」「洪水警報」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ・すぐーる(登録者)等でお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。　（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています）

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保（※）【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「２　特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

●実習中の場合について

1. 午前7時まで「暴風警報」が発令されている場合……実習は中止
 ・実習先と学校に「暴風警報が発令されましたので、本日は欠勤させていただきます」と連絡を入れて下さい。
 ・それ以降に「暴風警報」が解除されても、その日の実習は実施しません。
2. 出勤中や実習中に「暴風警報」が発令された場合……実習を中止
 ・実習先には学校から「暴風警報が発令されましたので、本日は退勤させていただきます」と連絡しますので実習先の指示に従い帰宅して下さい。
 ・保護者の方も学校からの連絡を受けられるようにお願いします。
 ・帰宅後は、すぐに学校へ電話を入れて下さい。
3. 「前日及び当日に『特別警報』が発令された場合」
 ・原則、当日の実習は中止となります。自宅で待機してください。

（　東山総合支援学校 TEL　075－561－3373　）

以上、お子様にもその旨お話しいただきますようお願いします